

文化財だより

第 22 号

平成21年 3 月

発行 真鶴町教育委員会

特集 日本最初の彫刻シンポジウム

今回の特集は、四十六年前にここ真鶴の地で開催された「世界近代彫刻シンポジウム」について、昨年の夏、調査に訪れた東京大学大学院の柴田葵さんに寄稿していただきました。

今から十九年前に、道無海岸で、切り立った石丁場を背景に歌舞伎が上演されたことを覚えていらっしゃる方は、多いと思います。しかし、更に遡って、この地が芸術文化の発信の地として脚光を浴びたことを覚えている方は、少ないと思います。

このイベントの歴史的な位置づけと評価をすると共に、私たち町民に誇りを与えていただいた柴田さんに感謝いたします。

また、貴重な写真を提供していただきました青木石材(株)様に、感謝いたします。

真鶴一九六三

日本最初の彫刻シンポジウム

東京大学大学院
人文社会系研究科博士課程

柴田 葵

東京オリンピックの前年

一九六三(昭和三十九)年、日本は東京オリンピックの開催で沸き立っていた。その時代を直接経験した人々もそれ以後の世代でも、日本人で東京五輪を知らない人はいないだろう。また、当時丹下健三によって設計された国立代々木競技場は、日本が誇る近代建築の傑作として名高い。しかし、オリンピックや競技場のことは誰もが知っていても、その前年、東京五輪の関連事業として「世界近代彫刻

シンポジウム」という野外彫刻の祭典が、真鶴町の海岸を主たる舞台として行われたこと、そしてその彫刻作品が五輪期間中、代々木競技場の周囲に飾られていたことは、あまり知られていないのではないだろうか。

実は「文化財だより」には、このシンポジウムについて解説した記事として、川ノ邊昭治「世界に羽ばたく小松石」(二〇〇三年三月、第十六号)が過去にある。そこでこの小文では最新の研究成果を反映しつつ、真鶴の彫刻シンポジウムが持つ歴史的な意義と位置づけについて書きたいと思う。

彫刻シンポジウムとは

今から半世紀前のこと、世界が冷戦

目次

特集 日本最初の

彫刻シンポジウム …… 1

東京大学大学院

人文社会系研究科博士課程

柴田 葵

「真鶴半島の照葉樹林」が …… 5

神奈川県指定天然記念物に

指定されました

教育委員会生涯学習課

平成二十年度視察研修報告 …… 6

「大江戸の神社・

名刹の石造物を尋ねて」

文化財審議委員

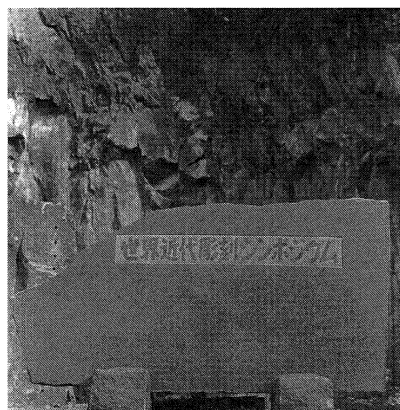
小野間 松 男

「文化財保護の過去と現在」 …… 7

文化財審議委員

三 木 宏

平成二十年度文化財保護事業 …… 8



体制下にあった一九五八年、二人のオーストリア人彫刻家が、「境界石」と題する挑戦的な彫刻作品を、オーストリア／ハンガリーの国境付近に設置した。その彫刻家カール・プラントル（一九三二）は、東西陣営の壁・国境や人種の壁を越えて、彫刻家たちが共同の場で連帯しながら芸術を営むユートピアを夢見ていた。

翌年、彼は志を同じくする仲間たちと共に、その理想の実現に向けて動き出した。ウィーン郊外の石切り場ザンクト・マルガレーテンを舞台として、石彫刻の饗宴「彫刻シンポジウム」を開催したのである。石切り場にはヨーロッパ七ヶ国から十二名の作家たちが集まり、彫刻の野外制作を行った。

人工灯の下から、自然の陽光と風の中



制作会場となった道無海岸

へ。アトリエの密室から、石切り場の野外空間の中へ。黙々とした孤独な制作から、仲間と共に語り合い議論を交わす創造行為へ。シンポジウムは作家たちにとって、それまで経験することのなかった新たな境地をもたらすものだった。

日本最初の彫刻シンポジウム

プラントルが創始したこの「彫刻シンポジウム」は、国際的に活躍する彫刻家たちによって、世界各国に広まっていた。早速一九六二年にはドイツとユーゴスラビアで一九六二年にはイスラエルで、それぞれシンポジウムが開催されている。日本で最初の彫刻シンポジウムが開催されたのは、一九六三年のことである。

世界近代彫刻シンポジウムは元々、東京五輪のプレイベントとして、日本の石



真鶴の夏 野外彫刻は暑さとの闘い

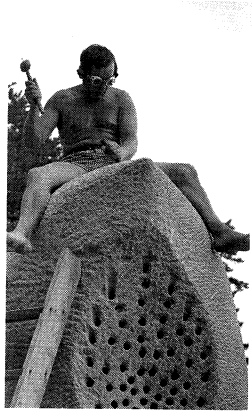
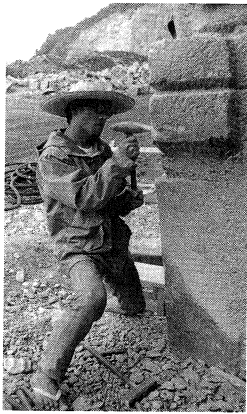
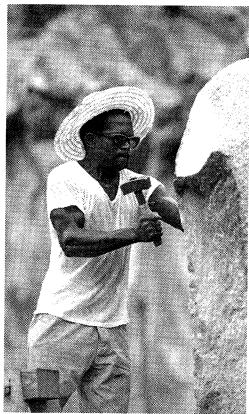
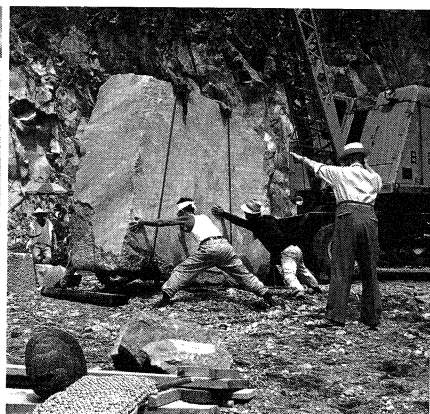
彫文化を世界にアピールする政府構想の事業を、朝日新聞社が主催となつて、当時最先端の潮流であった「野外彫刻」の理念を取り入れ、彫刻シンポジウムとして実現したものだ。

また、作家の側からこのシンポジウムを組織化したのは、フランスを主な活動拠点とする彫刻家の水井康雄である。水井はその最初期からヨーロッパのシンポジウムに積極的に参加し、日本人作家としては彫刻シンポジウムの先達の役割を果たした彫刻家だった。

プログラムとしては、まず世界各国から参加した十二名の彫刻家たちが、真鶴の道無海岸を舞台に現地から産出される小松石（安山岩の二種）を素材とした彫刻制作に取り組む（一九六三年七月一



制作の合い間 石工と腕相撲



日(九月三〇日)。完成した作品を新宿御苑で展示し(十月五日(二十一日)、新宿小田急百貨店にて「世界近代彫刻シンポジウム小品展」を行う(十二月六日(十日)。そして五輪期間に代々木競技場の周囲に作品を飾る(一九六四年の十月十日(二十四日)という多彩な内容であった。参加した作家と作品については次の通り。

・ロベール・クーチュリエ(フランス、1905-)「グループ」

・モリス・トリプシ(フランス、1888-)「大西洋のNo.1」「大西洋のNo.2」

・ヘルベルト・バウマン(ドイツ)「海」

・カルロ・シニョリ(イタリア、1906-)「安山岩の心」

・アントワーヌ・ポンセ(スイス、1928-)「広島と長崎に捧ぐ」

・アウグスティン・カルデナス(キューバ、1927-)「真鶴の夏の鳥」「真鶴の夜の鳥」

・本郷新(1905-)「馬の石」

・野水信(1914-)「Manazuru」

・水井康雄(1925-)「道無63」

・毛利武士郎(1923-)「祭殿」

・鈴木実(1930-)「儀式No.3」「儀式No.4」

・木村賢太郎(1928-)「人間像」

シンポジウムの意義と位置づけ

作家たちの国際的交流、真鶴の海岸

での公開制作、新宿御苑での野外展示、そして代々木競技場という建築空間への彫刻設置という具合に、当時としては全く画期的な試みを行った世界近代彫刻シンポジウム。一九六〇年代の日本の野外彫刻はその後、山口県宇部市の「宇部の彫刻」の活動などを中心に発展していくようになるが、野外彫刻運動の盛り上がりを実に後押ししたのが、このシンポジウムだったと言える。

また世界的な視野から見ても、シンポジウムが国際的に伝播していく過程において、「石から石へ」と交流が繋がる結節点の一つとして、このシンポジウムは機能していた。彫刻シンポジウムを通じて、彫刻

家たちの世界的なネットワークはより広範で密に形成されていくようになり、真鶴で育まれた作家たちの交流は、例えばその後、一九六八年のグルノーブル彫刻シンポジウム(フランス)などに、直接的な影響を及ぼしていると言える。世界近代彫刻シンポジウムは二度きりの企画ではあったが、ザンクト・マルガレーテンやユー・ゴスラビアの「フォルマ・ビバ」など伝統ある彫刻シンポジウムと並んで、シンポジウムの歴史の礎にあたる、最初期の事例の一つとして数えられてよいものだろう。

おわりに

真鶴のシンポジウムの歴史的意義や興味深さを、この拙文で十分に伝えること



シンポジウムに参加した彫刻家たち

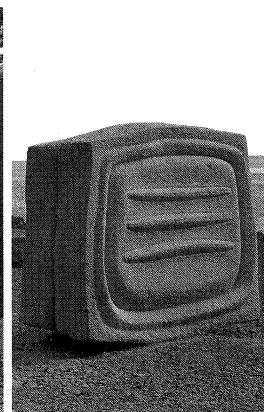
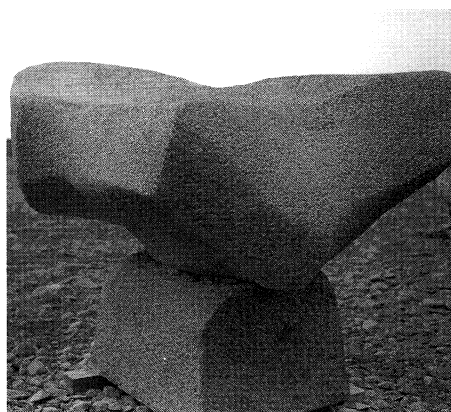
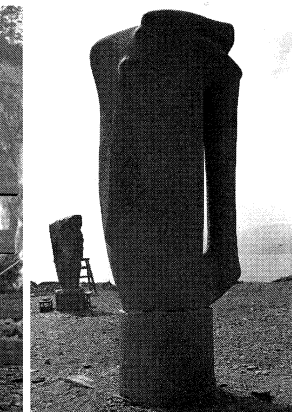
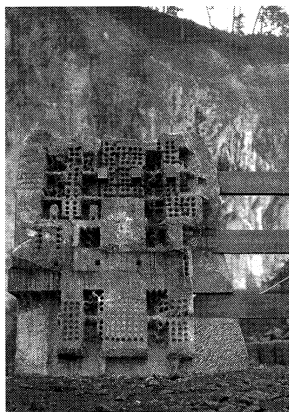
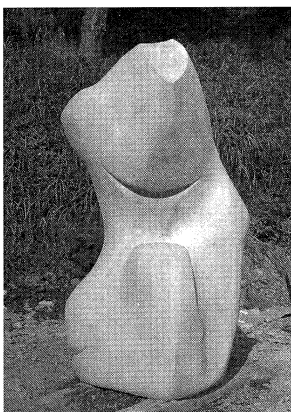
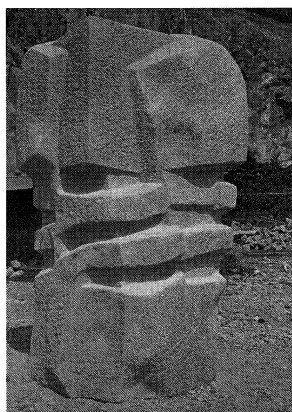
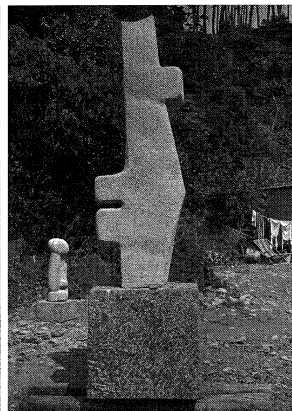
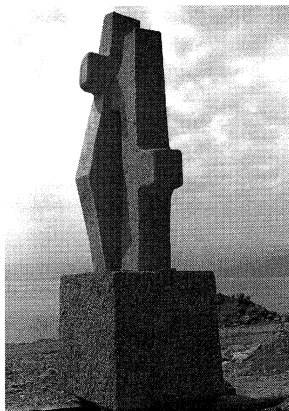
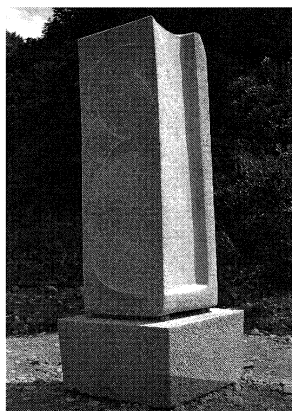
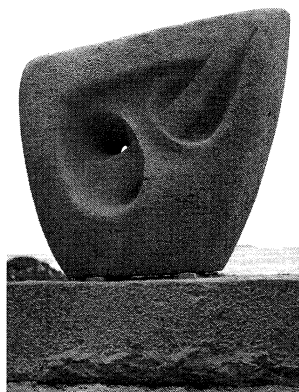
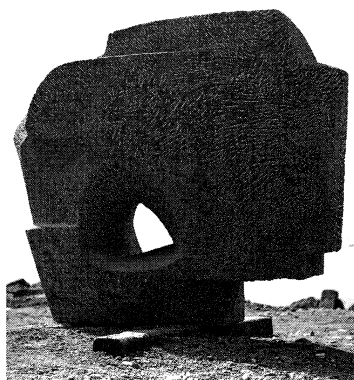
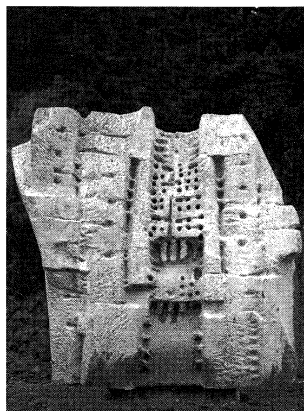
ができただろう。

実は、真鶴にとつては二つ惜しまれることがある。それは、当時制作された彫刻作品や、シンポジウムの記憶を伝える石碑、当時の面影を残す石切り場などが、現在の真鶴にはほとんど残されていないという点だ。彫刻作品については、オリンピックで代々木競技場に飾られたあと、一九七〇年以來、宗教法人PL教団の大平和記念塔(大阪・富田林)に付属する、「彫刻の庭」へ記念碑と共に移設されている。また、道無海岸の石切り場は、崖崩れの危険性のため十年以上前から埋め戻し作業を行っており、今そこに当時の雰囲気を求めるのは難しい状況だ。

このように形として残されたものは皆無に近いが、一九六三年のシンポジウムの制作・展示風景を実際に見聞した人々の記憶は、まだどこかに残されているはずだ。今から遡ること四十六年前、夏の真鶴に十二名の彫刻家たちがやって来たこと、石の塊と取り組んで彫刻を作ったことなどを、僅かにでも覚えていて人がいるとしたら、ぜひともその記憶を誰かに語り伝えてほしいと思う。この研究がもし、真鶴のシンポジウムの記憶の再生と語り伝えに少しでも役立つところがあれば、筆者としては望外の喜びである。

作品介绍

写真に作品名が明記されており
 ませんでしたので、作品の写真のみを
 掲載します。



「真鶴半島の照葉樹林」が 神奈川県指定天然記念物に

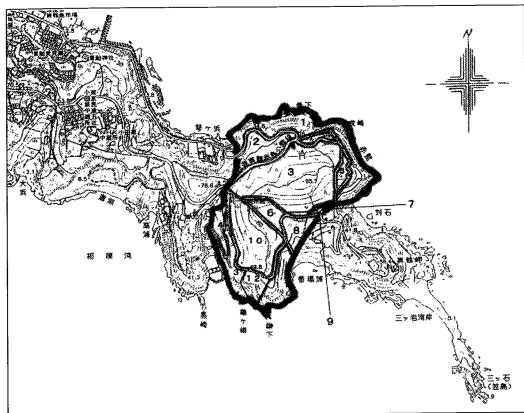
指定されました

教育委員会生涯学習課

真鶴町の象徴ともいえる「御林」

が、平成二十一年二月三日に神奈川県指定天然記念物の指定を受けました。天然記念物の指定については、ウメボシインギンチャクについて、二件目の指定となります。

指定の範囲は、図中の太線で囲まれた道路を除く部分となっており、面積は約三万四千平方メートルです。半島部分でも特にクスノキやスタジイなどの照葉樹が多いエリアです。



真鶴半島は神奈川県海岸部を代表する照葉樹林であり、半島としてまとった面積で残されていることから天然記念物として保護されることが望ましいとの理由で指定されました。

【植生の特長】

相観的にはクスノキ林やスタジイ林などの照葉樹林と、クロマツやアカマツの優占するマツ林となっています。これらの樹叢はいずれも植物社会学的にはヤブコウジースタジイ群集に同定され、樹高の高いものはクスノキで三十七メートル、スタジイで二十八メートル、クロマツで四十七メートルのものがあります。

クスノキは大木のもが多く、スタジイは高木層以外での個体数が多いことから高木のクスノキが倒壊すると、次世代はスタジイが極相林を形成することが推察されます。

林床にはキチジョウソウなどの常緑のユリ科植物が生育し、リョウメンシダなどのシダ植物の種類も豊富です。また、緑色の葉をもたないタシロランのような腐生植物も生育しています。

クスノキやマツの老大木が多いことから強風や台風のために倒木や天空を覆っていた枝葉が欠落し、ギャッ

プが形成されているところが存在します。ここにはアカメガシワなどの陽樹が侵入し、植生遷移のさまざまなステージを観察することができます。

【歴史】

現在の「御林」は、どのような経緯で形成されたのでしょうか。

岬の最高所を灯明山といい、江戸時代初期の寛永（一六二四～一六四三）の頃、灯明堂があったこと由来があります。これは寛文十二年（一七二二）の「真鶴村書上帳」に記載されています。その当時は雑木地で岬全体はカヤ原で、現在のような高木はなかったようです。

万治年間（一六五八～一六六〇）、

小田原藩により、領内の全村から抛出させた十五万本の松苗を植林したとの記録があります。その後、営林地は小田原藩の所轄となり、「御留山」として村民の立ち入りは禁じられ、

山廻り役が置かれました。明治維新

後は「皇室御料林」となり、戦後は

「国有林」、現在は、町に払い下げられ「町有林」となっています。

【保護と活用】

半島の保護と活用という視点からみると、江戸時代に建築用資材としてのマツ植林から半島利用は始まりました。その際、藩領として村人の立入を規制したことにより、現在の「御林」が形成される基になりました。



明治以後の変遷は先に述べたとおりです。人の手が長くにわたり入らなかったことにより、林ができませんでした。この林は、明治三十七年に「魚付き林」に指定され、その後、名称が変わり「魚付保安林」と呼ばれ、魚を集める林として良い漁場を提供してくれています。また、昭和二十九年には県立自然公園に指定され、町民だけでなく県民にとってもふるさと森として愛されることになりました。自然公園の指定により、半島部分をいくつかの地域に分け、特に保全すべき地域は、第一種特別地域と呼ばれていて、今回の天然記念物の指定地域とはほぼ重複しています。

【新たな指定に向けて】

真鶴半島と聞いて、多くの方が連想するのは、「御林」と「三ツ石」ではないでしょうか。

今回は天然記念物の指定ということで、「三ツ石」は指定の対象とはなっていない。そこで町では「三ツ石」を含んだ名勝としての指定を県に申請する準備をしています。

「名勝」とは、文部科学省の指定基準ではつぎのように定められています。「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、

その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」。真鶴半島は、数多くの文人や画家が訪れ、小説の舞台や詩歌の題材として、また絵画のモチーフとして扱われてきました。まさしく「名勝」と呼ばれるにふさわしい地ではないでしょうか。

県の指定を受けることは、町民だけでなく、県民にとつての財産として認められることです。先人から受け継いできた、この美しい半島を私たちが保護し、活用し、愛して次の世代に伝えていくことが指定を受けるための土台であると思います。



弘福寺 風外作 爺婆尊の石像

平成二十年度視察研修報告 大江戸の神社 名刹の石造物を尋ねて

文化財審議委員

小野間 松 男

江戸時代以降、西相模・伊豆から多くの石材が、江戸（東京）を始め横浜、横須賀、果ては千葉、青梅へと運ばれ、石碑石造物等の製作に使用されてきました。

今年度は、牡丹雪の舞う二月二十七日、東京墨田区の弘福寺、台東区上野にある東照宮、そして文京区小石川の伝通院を訪ねました。

これは、大江戸古寺名刹めぐりにされた方から「真鶴の小松石らしい石燈籠や石仏、古い墓石に出合ったよ」と言う話から、石材に詳しい専門家の亀川勝幸さんにご同道を頂き研修視察をしました。

弘福寺の山門を潜ると、右手に洞穴状石組みされた中に「咳の爺婆尊」と呼ばれ民間信仰を集めた像が祀られていました。説明碑には『風外禅師が相州真鶴の山中の洞穴に於て求道……父母に孝養を尽くせぬと、同地の岩石を以て自らが父母の像を刻み、朝な夕なに香華を絶やさ



東照宮 お化け燈籠

なかった。……見事な優しい像姿、風外の孝心至情に胸打たれた小田原城主稲葉正則は、洞窟内に放置されるのを憐れみ城内に移し供養。同公移封(国替)の時、菩提寺である当寺に預け祀らせた……とあります。

墓地内には、墨田区文化財指定天保四年(一八三三)の因幡若桜の池田冠山墓碑や昭和四年(一九二九)に再建された、歴代諸位大和尚塔(開山鉄牛和尚)や開基稲葉家の墓石も小松石で建立されていました。

上野東照宮は、寛永四年(一六二七)藤堂高虎と天海僧正に依って寛永寺境内に建立され、慶安四年(一六五二)に三代將軍家光が現在の地に造営替えをしました。

この造営替えの時に、全国の諸大名は青銅燈籠四十八基や石燈籠二百

基余りが寄進され、お社（御魂）を守護するように参道に並んでいきます。燈籠の火袋下の竿の部分に、寄進大名の官職名・姓名・奉納年月日が刻まれています。

なお、神社大鳥居の外には「お化け燈籠」と呼ばれる寛永九年（一六三二）佐久間勝之に奉納された6・8メートルの大きな石燈籠が据えられています。これら全ての石燈籠は安山岩小松石系のものです。然し、この石の運ばれた経緯や製作過程などは判明していません。今後の研究課題です。

次に、徳川家康の生母於大の方の菩提寺と定められ、於大の法石「傳通院殿」から傳通院と呼ばれるようになった、徳川家縁り子女が葬られ多くの墓碑が散在する大伽藍を詣でました。

初代 徳川家康の生母 於大の方

慶長七年八月二十八日 没

傳通院殿 菩提光岳智香大禪定尼

二代 徳川秀忠 女 千姫

寛文六年二月六日 没

天樹院殿 栄誉源法松山大禪定尼

三代 徳川家光 室 孝子

延宝二年六月八日 没

本理院殿 照誉円光徹心大禪定尼
等々の立派な墓石が見られました。

安山岩系の石質で西相模から伊豆にかけて採石された小松石に類する「伊豆堅石」と呼ばれた石材と考えられます。採石地の特定は難しいようです。

今後、鎌倉期以降の関東各地の都市開発（城郭形成・都市形成・港湾・交通発達等）と石材活用（小松石利用）を石質研究や石材工学などを絡めて調査研究する必要を感じました。

文化財保護の過去と現在

文化財審議委員

三木 宏

1 文化財とは

文化財とは、その時代の文化の有り様を物語る動産や不動産及びこれらが構成する空間を意味します。

文化財というのは、言うまでもなく、今の時代だけ守るとか、文化財のある地域に住んでいる人々だけのために守るものではなく、過去から現在まで引き継がれて、現在から未来に引き継いでいく、地域生活者共有の財産だと考えます。そのため、日本には国家として文化財を守るために文化財保護法が存在するわけです。この目的は、「文化財を保存し」、「その活用を図り、もって国民の文化

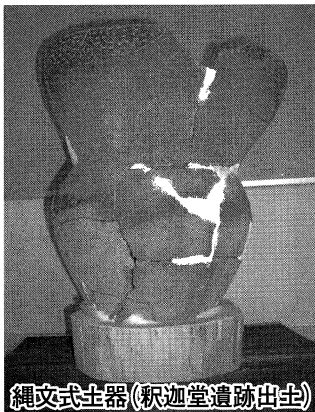
的向上に資すると共に、世界文化の進歩に貢献する」とあります。

真鶴町文化財審議委員会の湯本満委員長が『文化財だより第21号』でも関連したことを書かれています。文化財保護法では、広く有形文化財、これは建造物とか絵画です。それから、いわゆる演劇や音楽などの無形文化財や、人々の生活や衣食住、民俗芸能などの民俗文化財、さらに貝塚や古墳、城跡等の史跡、あるいは庭園などの名勝、動植物などの天然記念物です。さらには近年、文化的な景観・伝統的建造物群等を、大まかに分けて6種類のものを文化財保護法で保護しているということです。

これら6種類に大別された文化財は、その時代、その社会の生活様式、すなわち文化を物語る財産です。

2 文化財の保護

ところで、文化財保護法という保



縄文式土器(釈迦堂遺跡出土)

護には、「保存」と「活用」を含みます。そしてこの「保存」には、修理や整備、調査、増殖等の手法があります。「活用」はその文化財の価値を周知すると共に、地域の活性化という広い効果を期待されもしています。

ただし、「保存」と「活用」は対立概念でも切り離して考えるものでもありません。反対に、「活用」を通じて「保存」環境を向上させていくという、相互補完的なものであつてほしいと考えます。

3 なぜ保護するのか

一見、何の利益も生み出しそうもなく古びて壊れかかった文化財でも、どうして保護しなければならいいのか。保護の意義は何であろうか。その理由には、以下の3点が考えられます。

① 歴史の証拠を残す

歴史は時代や立場によつてさまざまに説明されるため、まずは遺すことが大切です。

② 本物は感動を与え、人を育てる

記録やレプリカは知識の伝達ではありますが、感動を与えることはできません。これに対して、本物は感動を与え、人を育てる力があります。知育も大切ですが、感動こそが人を育

てると思います。教育委員会が文化財保護を行う根本の理由もここにあるものと考えます。

③主体性や個性を育む

地域などの社会集団で、自分たちの主体性や個性を保ち確認していくためには、地域社会の歴史を知ることが不可欠であると考えます。

4 文化財保護の過去と現在

従来の文化財保護行政は、全国的な傾向として、保存偏重で活用軽視だったように思われます。しかし、それにはそれなりの理由がありました。

まず、文化財保護行政の創成期だったため、とにかく「保存」に精一杯だったことによると考えられます。

また、活用という言葉への警戒心もあつたことも事実だと思えます。活用が語られる時、保存を前提とした文化財の価値をたかめるような活用ではなく、安易な商業主義による価値の切り売りのような活用である場合が多かったからです。

従来の文化財保護は、言うまでもなく保存を大前提としていますが、活用のあり方が現在大きく問われる時期になってきたかと思えます。では、本来あるべき活用とはどのようなものであるべきでしょうか。

5 活用のあり方

保存は正しい意味の活用の大前提です。切り売りではなくて価値が増幅されるような活用でなくてはならないと考えます。永い歳月を守られてきた文化財であればこそ、近視眼的な価値観ではなく、長いスパンで考える必要があると思います。

さて、中学校の社会科の学習指導要領では、日本人の生活や生活に根差した文化は、各時代の政治や社会の動き及び各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連づけて指導するとともに、民俗学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの見学や調査を通じて、生活文化の展開を具体的に学ぶことができるように



真鶴町民俗資料館

すること、と書かれています。このあたりに若い世代を含む全人的な活用のヒントがあるものと考えます。

活用の目的と効果としては、

①文化財への理解と愛着

②地域の活性化

③地域への愛着の増進

④まちづくり、自治の実現

等が考えられます。これらを具現化するためには、活用のあり方として、次代を担う子どもたちへの『文化財啓発活動』が不可欠だとも考えます。文化財を現在から未来へと引き継ぐための啓発活動として、例えば、「自然ウォッチング」や「考古教室」、「文化財めぐり」、また、「歴史講座」等の企画運営が考えられます。

これらを実現するためには、「やさしく、楽しく、意義深い」、歴史を実感し自然を身近に感じる楽しさや、知る喜びを実体験する。また、学問的探求の楽しさという歴史的、文化的環境の共有と共に、地域への愛着や誇りの育成にも結びつくものと考えます。文化財保護を通じての住民参画の「まちづくり」の活動が実現できれば素晴らしいと思います。今、文化財保護に関して視点を変える時代が到来したのかもしれない。

平成二十年度文化財保護事業

◎文化財広報啓発事業

- 文化財だより第二十二号発行
- 町民センター・民俗資料館展示事業
- 各施設で企画展を実施

◎文化財審議委員調査研究事業

二月二十七日、東京都内 弘福寺・東照宮・伝通院へ研究視察を実施

◎文化財審議委員協力事業

教養講座「くすのきゼミ」に講師として協力



くすのきゼミ